

議院法制局法の一部を改正する法律案（衆第六号）（衆議院提出） 要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定すること。
- 二、この法律は、令和五年四月一日から施行すること。